

高山市電子入札運用基準（建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務）

この電子入札運用基準は、発注者と入札参加者（見積参加者を含む。以下同じ。）がコンピュータ及びネットワーク（インターネット）を利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札手続き（以下「電子入札」という。）を円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

1. 紙入札承諾の基準

1-1 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記様式）が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）を承諾するものとする。ただし、平成19年3月31日までの間は、電子入札利用者登録をしていない入札参加者については、紙入札を承諾したものとみなす。

- (1) 電子認証局が発行した電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- (2) 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

1-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札による手続きの開始後、入札参加者から紙入札方式参加承諾願が提出されたときは、入札締切通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を承諾するものとする。ただし、全体の入札手続きに影響がないと認められる場合に限る。

- (1) 電子入札システムの障害により締切に間に合わない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

1-3 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を承諾した場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないように指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

2. 案件登録

2-1 各受付期間等の設定

電子入札の入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の前日の午後4時を標準とするものとする。
その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

2-2 公告日以降の案件の修正及び手順

公告日以降において、案件登録情報のうち、所在地・品目分類・入札方式・工種区分・落札方式・工事コンサル区分・内訳書提出有無について錯誤が認められた場合には、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して、入札参加資格確認申請書又は技術資料（以下「技術資料等」という。）の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01）

- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

- ③ 新規の案件として改めて登録する。

- ④ 既に技術資料等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料等を送信するように依頼する。

2-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

3. 仕様書・技術資料等作成要領等の登録

3-1 電子入札システムへの登録基準

発注者は、次の各号に該当する場合を除き、技術資料等作成要領、仕様書、公告の写し及び特定建設共同企業体（以下「特定JV」という。）に係る様式（以下「仕様書等」という。）を電子入札システムへ登録するものとする。ただし、電子入札システムの仕様書等ダウンロード機能が整備されるまでの間については、高山市HPからダウンロードできるようにする。

- (1) 仕様書等のファイル容量の合計が10MBを超える場合
- (2) 仕様書等を電子化することが困難な場合

3-2 仕様書等の閲覧

発注者は、仕様書等の電子化が困難な場合は、貸与又は閲覧に供するものとする。また、入札参加者が、電子入札システムによる仕様書等のダウンロードが困難又はダウンロードした仕様書等が判読困難な場合も同様とする。

4. 技術資料等の提出

4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

技術資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2002 形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2002 形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat5 以下で作成されたもの) 画像ファイル (JPEG 及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

4-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

4-3 提出方法及び郵送を認める基準

技術資料等は、原則として電子入札システムにより提出しなければならないものとする。ただし、その容量が 1MB を超える場合には、郵送による提出を求めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての入札参加者に対して郵送による提出を求めることができるものとする。

4-4 郵送による提出方法及び時間設定

郵送による提出を認める場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合には、電子入札システムにより、技術資料等として下記の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- 1 郵送する旨の表示
- 2 郵送する書類の目録
- 3 郵送する書類のページ数
- 4 発送年月日

郵送の締切（必着）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、郵送された技術資料等を受領した場合にはすみやかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

4-5 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された技術資料等へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場

合に限り許可するものとし、郵送等による再提出が行われた場合には、発注者は郵送等された技術資料等の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

5. 工事費内訳書の提出

5-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2002 形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2002 形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat5 以下で作成されたもの) 画像ファイル (JPEG 及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

5-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

5-3 入札書への工事費内訳書の添付

工事費内訳書は、入札書の送信時に、1MB に収めるように作成したうえで、添付して提出させるものとする。ただし、発注者が指示した場合は、郵送又は持参の方法により、定められた期限までに提出させるものとする。

5-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された工事費内訳書等へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、原則として持参によりあらためて提出するよう指示するものとする。

5-5 開札前における工事費内訳書の内容の確認

入札書受付締切日時以降開札前においても工事費内訳書の内容を確認することができるものとする。開札前までに内容を確認した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

6. 開札

6-1 入札書の提出等

電子入札による入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

6-2 再入札受付期間の設定基準

再入札書又は見積書の受付時間は午後3時までを標準として設定するものとする。

6-3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

6-4 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじを実施する旨、対象入札参加者名、入札金額、くじ実施日時及び実施場所を明記した保留通知書により、当該入札参加者全員に通知し、くじ実施後、落札決定通知書を発行するものとする。ただし、くじ対象者が全て紙入札業者で、かつ、開札に立ち会っている場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札者を決定し、落札決定通知書の発行を行うことができるものとする。

6-5 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、1-2参照。）

- ① 天災
- ② 広域・地域的停電
- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④ その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

6-6 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側（電子入札システムを管理委託している業者を含む。）の障害が発生した場合、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

6-7 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

6-8 落札者がいない場合の随意契約についての意思確認連絡方法

落札者がいない場合の随意契約（以下「不落随契」という。）移行時に電子入札システムにより送信するメールは以下の内容を記載するものとする。

- ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- ② 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者とみなすこと。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

7. 入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等）

7-1 電子入札を利用することができる I C カードの基準

電子入札を利用することができる I C カードは、代表者（高山市競争入札参加資格者名簿に登録されている者）の I C カードに限る。

なお、I C カードの利用者は、電子入札システムへの利用者登録申請を行わなければならない。

7-2 特定 J V における I C カードの取扱い

入札可能な I C カードは、特定 J V の代表会社の代表者の I C カードとする。また、特定 J V の応札にあたっては、特定 J V の構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

7-3 I C カード不正使用等の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。